



障がい福祉課に  
手話通訳者を  
配置しています

火曜日 午前9時～正午  
木曜日 午前9時～正午、午後1時～4時  
※上記以外の曜日のご利用につき  
ましては、お問い合わせください。

問合先 障がい福祉課  
☎485・5980 FAX444・1074  
✉shogai@city.ama.lg.jp



子育て応援！  
ファミリー・サポート・センター依  
頼会員を募集します！

子育てのお手伝い(お子さんの送  
迎・一時預かり)をしてほしい方、地  
域の方にお願ひしてみませんか？  
登録説明会への参加が必要です。都  
合がつかない場合は事務局へお電話  
ください。

**登録説明会**  
日時 12月18日(月)

午前10時～11時30分  
大治総合福祉センター

対象 生後4か月から小学校6年生  
までのお子さんがいるあま市、また  
は大治町内在住、または在勤の方

※妊婦さん、または生後4か月未満  
のお子さんをお持ちの方も仮登録  
可能。事務局へお問い合わせくだ  
さい。

定員 10人

申込 説明会の3日前までに電話、  
またはメール

※説明会の無料託児有り。(4か月か  
ら未就学児まで、要予約、定員有  
り)託児をご希望の方は開催日8  
日前までに申し込みが必要です。

メール申込 件名「説明会申込み」、  
本文に「氏名、電話番号、参加日、託  
児の有無(有は名前、よみがな、生  
年月日)」を記入して送信してくだ  
さい。

問合先 あまつ子はるつ子ふあみそ  
ぽセンター事務局(七宝公民館  
1階)日・月曜・祝日休み  
☎462・0150  
FAX 462・0160

✉ama-harufamisapo@clovernet.  
ne.jp



令和6年度および春休み 児童フ  
ラブ利用の申込を受け付けます

対象児童 保護者が労働等により昼  
間家庭にいない市内の小学校に就  
学している児童

書類配布 12月11日(月)～

※利用申込に関する書類は、各児童  
館・子ども福祉課で配布していま  
す。また、市公式ウェブサイトに  
も書式を掲載しています。

必要書類 クラブ登録申請書、父・母  
(同居の祖父母)の就労証明書

※指定の書式にて提出してください。  
※同居の祖父母の就労証明書につい  
ては、就労している場合、年齢に限  
らず提出してください。優先順位  
に反映させていただきます。

受付期間 令和6年1月5日(金)～13  
日(土)

受付時間 午前9時～午後5時

受付方法・場所

※電子申請での申し込みはこちらか  
ら。(事前の登録が必要です)

Web [https://www.srinsei.eaichi.jp/city-ama-aichi-u/offer/offerList\\_initDisplay](https://www.srinsei.eaichi.jp/city-ama-aichi-u/offer/offerList_initDisplay)

※紙媒体での申し込みは各児童館  
(日曜・祝日閉館)へ直接提出して  
ください。



その他 利用希望者が定員を超えた  
場合、就労・家庭・児童の学年など  
を審査し、優先順位によりお断り  
する場合があります。

令和6年度の利用について

利用期間 令和6年4月1日(月)～令  
和7年3月31日(月)

※日曜、祝日、年末年始(12月29日(日)  
～令和7年1月3日(金))は閉所

利用時間 午前8時～午後6時30分  
※早朝・延長利用時間(1日100  
円)

・午前7時30分～8時  
・午後6時30分～7時

負担金 毎月5,000円  
(8月のみ8,000円)

一世帯で2人以上同時利用の場合  
は、2人目以降の負担金を半額免除  
します。

春休みの利用について

利用期間 3月修了式翌日から4月  
給食開始前日まで

※日曜日は閉所

負担金

・3月春休み期間2,500円  
・4月春休み期間2,500円

※春休み利用につきましては、3月  
利用分と4月利用分の申請が必要  
です。

問合先

七宝地区

七宝児童館

☎・FAX 442・2550

美和地区

美和児童館

☎・FAX 443・5454

甚目寺地区

甚目寺中央児童館(甚目寺東小学校)  
校)

☎ 442・8036

FAX 443・5461

甚目寺北児童館(甚目寺東小学校)

☎ 445・1367

FAX 445・0346

甚目寺南児童館(甚目寺南小学校)

☎ 443・1753

FAX 443・9992

甚目寺西児童館(甚目寺小学校・甚目寺西小学校)

☎ 442・0083

FAX 442・3068

子ども福祉課

☎ 444・3173

FAX 443・2571

福祉



福祉ショップ「あま結び」出店開始

市内の障害福祉サービス事業所等で作った食品やグッズなどを、毎月第二水曜日に市役所内で販売します。

12月の販売情報

日時 12月20日(水)

午前11時～午後1時

場所 市役所1階ホール

出店事業所および販売品

● つばみ(就労継続支援A型)

水耕野菜・海苔巻き(キンパ)・キムチ・ドーナツ

● ている(生活介護)

花苗・花鉢・ドライフルーツ

事業所に通われている方が心を込めて作ったものです。多くの皆様のご来店をお待ちしております。

問合先 障がい福祉課

☎ 485・5980

FAX 444・1074

障害者週間について

毎年12月3日から9日までは、障害者週間として定められています。障がいのある方への理解を深め、

障がいの有無にかかわらずお互いに尊重し、支えあう社会を作りましょ

う。

問合先 障がい福祉課

☎ 485・5980

FAX 444・1074

手当支給日のご案内

12月は在宅重度障害者手当の支給月です。

振込み予定日は、12月25日(月)です。

ので、ご確認ください。

問合先 障がい福祉課

☎ 485・5980

FAX 444・1074

軽度・中等度難聴児の方への補聴器購入費等を助成します

軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援するために、補聴器の購入または修理にかかる費用の一部の助成を行っています。

対象児童

次の要件を全て満たす方が対象になります。

- ① 市内に住所を有する18歳未満の方
- ② 聴力レベルが30デシベル以上の方
- ③ 医師意見書により、補聴器の装用をすること

で身体障害者手帳の交付の対象とならない方の効果が認められる方

④ 対象児童の属する世帯に市町村民税所得割46万円以上の者がいないこと

助成額

補聴器購入(修理)費基準額の範囲内で3分の2にあたる金額を助成します。

申請手続きや必要書類など、詳細につきましてはお問い合わせください。

なお、事前申請の制度となりますので、必ず購入前にご相談ください。

問合先 障がい福祉課

☎ 485・5980

FAX 444・1074

令和5年度シニアいきいきアンケート集計結果(8月14日時点)

70歳以上の方(要介護・要支援認定者を除く)を対象に、心身の機能低下を早期に見見するために「シニアいきいきアンケート」を送付し、皆様に返信のご協力をいただいています。

14,724人に通知した結果、78.1%のご回答をいただきました。

そのうち3,508人が要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にある方と判定されました。アンケートの結果により、専門職による訪問相談等をさせていただきます場合があります。

集計結果の詳細については、市公式ウェブサイト「地域包括支援センターシニアいきいきアンケート結果」による市の70歳以上の方の健康状況をご参照ください。

**問合先** 地域包括支援センター

☎444・3159

FAX 443・2571



**毎年12月4日～10日は人権週間**

毎年12月4日からの人権週間には、人権意識の普及や高揚を目的とした行事が全国で行われます。

市では、市民の皆さんに人権に関する正しい認識と理解を深めていただくため、市役所1階東エントランスにて人権週間パネル展示を実施します。ぜひ足を運んでみてください。

**期間** 12月4日(月)～8日(金)

**場所** 市役所1階東エントランス

**問合先** 人権推進課

☎444・0398

FAX 444・1074

**あなたの街の相談パートナー** 人権擁護委員

人権について関心をもってもらえ

るような啓発活動や、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。ひとりでは悩まずに、人権擁護委員にご相談ください。

また、市では、日ごろ人権問題で悩みを抱えている方のために、人権相談所を毎月開設しています。相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

人権相談日につきましては、広報の「今月の相談案内」をご覧ください。

☎0570・0003・110

こどもの人権110番

☎0120・007・110

女性の人権ホットライン

☎0570・070・810

LINEじんけん相談



**問合先** 人権推進課

☎444・0398

FAX 444・1074

**人権擁護委員再任のお知らせ**

令和5年10月1日付で犬飼 喜美江 委員が法務大臣より委嘱をされ、人権擁護委員活動を引き続きお願いすることとなりました。任期は3年に

なります。人権に関するお悩みなどありましたら、お気軽にご相談ください。

**問合先** 人権推進課

☎444・0398

FAX 444・1074

**ブルーリボンを知っていますか?**

ブルーリボンとは、拉致被害者を取り戻すためのシンボルマークです。

ブルーリボンの青色は、被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」、被害者と御家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしています。

北朝鮮による拉致被害者の御家族は、愛する家族を取り戻すため、懸命な活動を続けています。毎年12月10日から16日の北朝鮮人権侵害問題啓発週間にはさまざまな行事が行われます。拉致問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

**問合先** 人権推進課

☎444・0398

FAX 444・1074

# 保険・年金



**年金相談「相談無料・事前予約制」**  
年金に対する疑問にお答えします

中村年金事務所の職員による年金相談を開催します。

相談は**予約制**となりますので、保険医療課へ事前にご予約をお願いします。

なお、相談内容が相談者以外のものである場合は、親子や夫婦など親族に関する相談であっても、ご本人の委任状が必要になります。

**日時** 12月26日(火) 午前10時～正午、午後1時～3時

**場所** 市役所

**予約受付枠** 最大8枠

相談内容により相談時間が変動します。対応できる件数に達しましたら予約を締め切ります。

**予約受付期間** 12月1日(金)～8日(金)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜・祝日を除く)

**予約方法** 電話または保険医療課窓

口にて受付

※予約確定した方には、相談開始時間や会場等を、別途ご案内します。

**問合先** 保険医療課

☎444・3168